

令和5（2023）年1月18日

配当関係Q&A

破産者 医療法人社団博洋会
破産管財人 弁護士 三村 藤明

【一般】

Q1 一般破産債権の配当率を教えてください。

A1 34.919535436%です。

Q2 配当金額の計算方法を教えてください。

A2 確定した一般破産債権額に配当率をかけて、小数点以下を切り捨てて算定しました。
なお、債権調査において異議は出されませんでしたので、届出債権は届け出どおりに確定
しています。

Q3 配当はいつを予定していますか。

A3 配当通知に記載したとおり本年2月10日(金)に配当金の振込送金処理を行うことを
予定しています。

Q4 問合せ用の連絡先を教えてください。

A4 お問合せは、原則として下記メールアドレス宛の電子メールにてお問い合わせくださ
い。諸事情により、電子メールによることが難しい場合には、下記コールセンターまでお
電話にてお問い合わせください。

なお、本件では1200名近い債権者が存在しており、多数のお問合せが予想されます。
そのため、ご回答までに時間を要する場合や電話がつながりにくい場合もありますので、
予めご了承ください。

【電子メール】

hakuyokai-info@amt-law.com

【コールセンター】

電話番号 03-6864-3031 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

債権者の皆様からよく受けるご質問等に対する回答につきましては、本ウェブサイトの
のQ&Aに随時掲載しますので、お問合せ前に必ずご確認ください。

【保険者・その他債権者向け】

Q5 振込送金依頼書はいつまでに返送すればよいのですか。

A5 本年1月27日(金)必着となります。期限に遅れた場合には、本年2月10日(金)に配当金の振込送金処理を行うことが難しくなる可能性がありますので、予めご了承ください。

Q6 納付書を用いた配当を希望する場合の手続を教えてください。

A6 振込送金依頼書に同封して納付者を「破産者医療法人社団博洋会破産管財人 弁護士三村藤明」とする納付書を送付してください。なお、振込送金依頼書の銀行預金口座情報は記載しなくて結構です（一方、他の情報の記載と、所定欄への債権届出書と同様の印鑑の押印は必須となります。）。

Q7 配当金はどの債権に充当すれば良いのですか。

A7 一般破産債権は一体として一つの債権と考えております。また、破産管財人は充当権を行使しませんので、債権者にてご判断ください（民法488条参照）。

【被保険者（患者）向け】

Q8 破産債権者が亡くなってしまったのですがどうすれば良いのですか。

A8 提出していただく書類がありますので、お問い合わせをお願いします。

（破産管財人へのお問い合わせ先）

Mail: hakuyokai-info@amt-law.com

以上